

弁護士 高下謹壺先生の法律相談



第12回

「最低賃金の法律問題」

Q 最低賃金が改定されましたが、これはどのような制度でしょうか。

A 最低賃金法という法律によって、労働者が受けとる賃金の最低額を法的に保障する制度です。都道府県ごとの地域別最低賃金と、これを上回る必要のある特定地域内の特定の産業の基幹的労働者と、その使用者に適用される特定最低賃金があります。

Q 具体的には、どのように決定されるのでしょうか。

A 毎年7月に中央最低賃金審議会が示した目安を受けて、各都道府県の地方最低賃金審議会が地域別最低賃金の金額改正を審議し、10月1日から中旬までに順次発効されます。平成28年では加重平均では25円の引き上げとなり、最高額は東京都の932円、最低額は714円（2県）です。

Q 定め方はどのようなものなのでしょうか。

A 最低賃金額は都道府県ごとに改定され、時給で示されます。対象となる賃金は、通常の労働時間に対応する賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から臨時に支払われる賃金などを除外したものが最低賃金の対象です。

Q 適用対象となる労働者の範囲はどうでしょうか。

A パートやアルバイト、外国人労働者を含め、すべての「労働者」に適用されます。ただし、障害者や試用期間中など著しく労働能力が低いなどの場合には例外が認められます。

Q 労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか？

A 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されることになります。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。

Q 最低賃金制度には、どのような法的効力があるのでしょうか。

A 民事上は、これに違反した賃金を定めた場合は、その部分は無効となり、この部分は自動的に最低賃金の額となります。刑事上は、最低賃金以下で労働者を働かせた場合、罰則の対象となります。特定最低賃金については、船員に係るものを除き罰則はありません。

Q 最低賃金の周知義務と周知方法はどのようなものですか。

A 職場での掲示、書面の交付、社内のパソコンネットでの周知義務が定められ、就業規則の場合と同様です。この違反も罰則の対象となります。ただ、事実として最低賃金以上を支払っていれば問題とする意味はないともいえます。

Q 違反事例は多いのでしょうか。

A 少なくありません。事業者が最低賃金を支払わない例は最低賃金法違反、また、全く賃金を支払わない例は労働基準法違反となり、労働基準監督署の指導に従わない場合は、監督署が警察と同じ権限をもって逮捕したり、検察庁に書類送検する実例があります。違反事例は低賃金労働者、一部外国人、アルバイト等に対するケースが多く、正社員でも違反事例があります。これらは「ブラック企業」に当たるケースといえます。

Q 企業としては今後、最低賃金の動向についてはどのような注意が必要でしょうか。

A 違反の背景には、近年の最低賃金の上昇率が高いということがあります。これには労働者の賃金上昇による景気回復や人手不足解消の意図があります。安倍首相は最低賃金を毎年3%程度引き上げ、全国平均で最低時給1000円を目指す姿勢を鮮明にしました。これは経営圧迫要因にもなり、企業としては、これを見据えた経営を構想することが必要です。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹壺法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>